

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

目 次

- ① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの
- ② 監理団体の許可を受けている場合に関するもの
- ③ 法人形態に関するもの
- ④ 監理支援機関の業務の実施に関するもの
- ⑤ 役員・職員に関するもの
- ⑥ 財産的基礎に関するもの
- ⑦ 外部監査に関するもの
- ⑧ 監理支援責任者に関するもの
- ⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの
- ⑩ 職業紹介の許可に関するもの
- ⑪ 組合等の団体としての活動に関するもの
- ⑫ 監理支援事業を行う事業所（監理支援事業所）に関するもの
- ⑬ 二国間取決め（協力覚書（MOC））に関するもの
- ⑭ 外国の送出機関に関するもの
- ⑮ 外国の送出機関の書類に関するもの
- ⑯ 監理支援機関の許可の申請に関するもの
- ⑰ 手数料等に関するもの

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの		
1-2 UPDATE	監理支援機関の許可の施行日前申請は、いつから、どこで受け付けますか。	施行日前申請は、令和8年4月15日から外国人技能実習機構本部審査課分室で受け付けています。申請を行う際は、外国人技能実習機構本部審査課分室宛てに申請書類を書留等（レターパックプラス（赤）など）で郵送（対面による手渡しで届き、受領印 又は受領時の署名を行い、かつ「信書」を送ることができる方式）してください。 外国人技能実習機構本部審査課分室の住所等はこちらです。 施行日前申請においては、多くの申請が集中することが予想されます。施行日以降早期に監理支援事業を行うことを希望する場合は、監理支援事業を行う6か月以上前までに申請を行ってください。例えば、施行日（令和9年4月1日）から監理支援事業を行うことを希望する場合は、令和8年9月30日までに申請を行ってください。
④ 監理支援機関の業務の実施に関するもの		
4-3 UPDATE	監理支援機関が取り扱う業務（育成就労産業分野及び業務区分）によって、監理支援機関に対して課される特別な条件がありますか。	介護、工業製品製造業、自動車整備、物流倉庫、漁業のいずれかの育成就労産業分野を取り扱う監理支援機関には、それぞれ特別に課される条件があります。「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（分野別運用方針）を参照してください。 これらの分野について、運用要領（別冊）が作成されたものを機構ホームページに公表しています。作成されていないものは作成され次第速やかに公表します。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑦ 外部監査に関するもの		
7-19 NEW	外部監査人の氏名を機構がインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するとされていますが、法人が外部監査人である場合、法人代表者、監査実施責任者等、どこまでの範囲のどのような情報が公表されますか。また、個人が外部監査人である場合、勤務先の法人名称も公表されますか。	外部監査人が個人の場合は当該外部監査人の氏名を、法人である場合は法人名を公表します。
7-20 NEW	法人が外部監査人になる場合、監査実施責任者となる者に必要な要件はありますか。	法人が外部監査人になる場合は、実際に実地で監査を行い、当該監査を指揮担当する者（監査実施責任者）が外部監査人に対する講習を受講する必要があります。法人の役職員の中から、複数の監査実施責任者を選任することも可能です。
7-21 NEW	資格試験に合格しましたが、弁護士、行政書士、社会保険労務士として登録していなくても外部監査人になることはできますか。	弁護士、行政書士、社会保険労務士として登録していない場合は、外部監査人になれません。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの		
9-7 NEW	育成就労外国人に修得させようとする技能に関し、同一名称の「主たる技能」が複数の育成就労産業分野及び業務区分にある場合（溶接、塗装などは建設分野にも工業製品製造分野にも造船・船用工業分野にもある）、育成就労計画作成指導者が必要とされる5年以上の実務経験は、育成就労外国人に修得させようとする技能の育成就労産業分野とは別の分野の実務経験でも構いませんか。	育成就労計画作成指導者に求められる「修得をさせようとする技能について一定の経験又は知識を有すること」の要件を満たすには、「育成就労計画作成指導者が必要とされる5年以上の実務経験」又は「直近過去3年以内に技能実習法に基づく技能実習制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成指導経験」のいずれかを満たす必要があります。 「育成就労計画作成指導者が必要とされる5年以上の実務経験」を証明する場合にあっては、育成就労外国人等が修得をさせようとする技能（以下「主たる技能」という。）が属する業務区分の単位で当該実務経験が一致する必要があるため、当該主たる技能が属さない業務区分又は育成就労産業分野における実務経験は、育成就労計画作成指導者に必要とされる5年以上の実務経験とは認められません。もっとも、当該実務経験は主たる技能の単位まで一致することを求められません。 「直近過去3年以内に技能実習法に基づく技能実習制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成指導経験」を証明する場合にあっては、技能実習制度下で作成指導した技能実習計画の取扱職種（職種名）と育成就労制度下で作成指導しようとする主たる技能の属する業務区分が、「育成就労運用要領（別紙7）技能実習2号移行対象職種と育成就労における分野（業務区分）との関係性について」に記載されている対応関係にあることが必要です。 育成就労制度における一部の業務区分は、技能実習制度における複数の職種に対応するところ（例えば、業務区分「造船・船用工業（造船）」は、職種名「建築板金」、「とび」、「家具製作」、「塗装」等と対応しています。）、対応関係にあれば当該作成指導経験を有していると認められます。
⑫ 監理支援事業を行う事業所（監理支援事業所）に関するもの		
12-4 NEW	農業分野、漁業分野において、労働者派遣等監理型育成就労の監理支援を行う場合、派遣元事業主等の事業所だけでなく、派遣先の事業所も、監理支援事業所から、通常の業務時間内で対応可能な位置関係にあることが必要ですか。	監理支援機関の役職員が監理支援事業を行う事業所から育成就労実施者の事業所、育成就労実施場所、育成就労外国人の居住地まで赴き、保護等の必要な対応を行った上で帰所するといった一連の対応が、通常の業務時間内で可能な位置関係にあることが求められます。育成就労外国人が業務に従事する派遣先の事業所についても、監理支援事業所が通常の業務時間内で対応可能な位置関係にあることが必要です。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑬ 二国間取決め（協力覚書（MOC））に関するもの		
13-1 UPDATE	現在、二国間取決めを作成した国はありますか。	二国間取決めを作成した国については、機構ホームページ(※)に掲載しています。順次更新しますので、最新の情報については機構ホームページをご参照ください。 (※)二国間取決めを作成した国についてはこちらです。
13-2 UPDATE	二国間取決めに基づき、認定を受けている送出機関のリストはどこで確認できますか。	二国間取決め作成後、当該取決めに基づいて作成される認定送出機関リストについては、作成され次第、機構ホームページ内の外国政府認定送出機関一覧(育成就労制度)ページ(※)に掲載する予定です。 また、二国間取決めの作成協議中の国から、認定送出機関となることが見込まれる機関のリストとして提出された暫定送出機関リストは、機構ホームページ内の外国政府認定送出機関一覧(育成就労制度)ページ(※)に掲載しています。 (※)育成就労制度の外国政府認定送出機関一覧はこちらを参照してください。技能実習制度の外国政府認定送出機関一覧とは異なりますので、ご注意ください。
13-3 UPDATE	二国間取決めを作成していない国から育成就労外国人を受け入れることはできますか。	二国間取決めを作成していない国の送出機関から育成就労外国人を受け入れることはできません。また、受け入れる際に取次ぎを行う送出機関は、二国間取決めに基づき作成される認定送出機関リストに掲載された送出機関である必要があります。 なお、監理支援機関の許可の施行日前申請の時点で二国間取決めの作成協議中の国から暫定送出機関リストが提出されている場合は、機構ホームページ内の外国政府認定送出機関一覧(育成就労制度)ページ(※)の暫定送出機関リストに掲載されている機関を、取次ぎを受ける送出機関として申請を行うことが可能です。 ただし、前述のとおり取次ぎを行う送出機関は認定送出機関リストに掲載された送出機関である必要があることから、暫定送出機関リストに掲載されていたとしても、認定送出機関リストに掲載されていない機関については取次ぎを受ける送出機関としては認められません。この場合、改めて他の送出機関を探すことが必要となりますので、ご注意ください。 (※)育成就労制度の外国政府認定送出機関一覧はこちらを参照してください。技能実習制度の外国政府認定送出機関一覧とは異なりますので、ご注意ください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑭ 外国の送出機関に関するもの		
14-1 UPDATE	取次ぎを受ける送出機関（育成就労外国人を受け入れることができる送出機関）を選ぶ際の注意事項はありますか。	監理支援機関が取次ぎを受けることができる送出機関は、二国間取決めが作成された国・地域の認定送出機関リストに掲載されている送出機関です。 二国間取決め作成協議中の国から暫定送出機関リストが提供された場合は、暫定送出機関リストに掲載されている送出機関を取次ぎを受ける送出機関として監理支援機関の許可の施行日前申請をすることができます。 監理支援機関の許可は、二国間取決めを作成した国から正式に認定送出機関リストが提出された後になされることとなります。暫定送出機関リストが提出された国であっても、当該送出国との間で二国間取決めが作成に至らなかった場合や、受入れ契約をしている送出機関が暫定送出機関リストに掲載されていたものの認定送出機関リストに掲載されなかった場合には、当該送出機関が申請書に記載されたままの状態では監理支援機関の許可ができませんので、ご注意ください。 送出機関リスト（認定又は暫定）は、提出され次第、機構ホームページ内の外国政府認定送出機関一覧（育成就労制度）ページ（※）に随時掲載しますので、定期的にご確認ください。 （※）育成就労制度の外国政府認定送出機関一覧はこちらを参照してください。技能実習制度の外国政府認定送出機関一覧とは異なりますので、ご注意ください。
14-4 UPDATE	送出機関をどのように探したらいいですか。紹介してもらえますか。	外国人技能実習機構では、特定の送出機関の紹介は行っていません。 なお、送出機関リストを機構ホームページ内の外国政府認定送出機関一覧（育成就労制度）ページ（※）に掲載しますので参考にしてください。 （※）育成就労制度の外国政府認定送出機関一覧はこちらを参照してください。技能実習制度の外国政府認定送出機関一覧とは異なりますので、ご注意ください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑮ 外国の送出機関の書類に関するもの		
15-1 UPDATE	「外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類」（規則第43条第1項第10号ロ）とは、どのような書類を提出すればいいですか。	機構ホームページ内の外国政府認定送出機関一覧（育成就労制度）ページ（※1）から送出機関リスト（※2）を印刷し、対象の送出機関の番号部分に○印を付けて提出してください。 （※1）育成就労制度の外国政府認定送出機関一覧はこちらを参照してください。技能実習制度の外国政府認定送出機関一覧とは異なりますので、ご注意ください。 （※2）印刷する送出機関リストの種別は「暫定」「認定」を問いませんが、監理支援機関を許可を受ける時点では当該送出機関が「認定」の送出機関リストに掲載されている必要があります。